

○溝口課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただ今より第36回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議は公開ですが、撮影は議事に入るまでとさせていただきます。

また、傍聴される方につきましては、留意事項の遵守をお願い申し上げます。

本日の会場ですが、新型コロナウイルスの関係でそれぞれの席を広めに取らせていただいている点、換気のために窓を一部開けさせていただいております。少しうるさいかもしれませんが御了承ください。

3点目ですが、本会場はWi-Fiを使うことができますので、ネットワークパスワードを壁に貼っていますので、利用される方は御利用ください。

会場につきましては以上3点でございます。

また、本日は浅沼審議官が別用務にて遅れてまいりますので、代わりに成松生活衛生課長より御挨拶を申し上げます。

○成松課長 生活衛生課長の成松でございます。

浅沼が少し遅れてくると聞いてございますので、私のほうから、最初の御挨拶をさせていただければと思います。

生活衛生適正化分科会の皆さんにおかれましては、平素より生活衛生の行政の推進、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御所属の機関あるいは団体、組合におかれまして、業種別のガイドラインの策定・遵守、日常での感染予防策の実施など多大な御尽力と御協力をいただいておりますことに改めてこの場を借りて感謝申し上げます。

今年度の分科会でございますが、順番で行きますと食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の3業種につきまして、振興指針改定に関する御議論、調査審議をお願いしております。ただ、その他、生活衛生業を取り巻く現状あるいは取り組むべき課題、改善点など、委員の皆様からは、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、生活衛生関係営業の皆さんも大変厳しい状況に置かれていると存じますが、中央会や組合連合会、関係省庁、都道府県などとも連携を図りながら、我々としても生活衛生行政の推進、支援に努めてまいりますので、皆様の御指導、御協力をよろしくようお願い申し上げます、最初の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○溝口課長補佐 本日の分科会ですが、市川委員、大出委員、櫻田委員、田中委員、内藤

委員、藤田委員、三村委員、八ッ橋委員から欠席の連絡をいただいております。また、春田委員が少し遅れて御出席とお伺いしております。春田委員を含めまして、委員総数24名中16名の委員の出席をいただいておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議が成立したことを報告いたします。

また、前回分科会は1月4日に行われましたが、以降、新たな委員の交代はない旨も併せて御報告をいたします。

本日は、全国食肉生活衛生同業組合連合会の河野仁美事務局長、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会の新井眞一会長、全国氷雪販売業生活衛生同業組合連合会の折橋宏事務局長の3名の方を意見聴取人として参画いただいております。

続きまして、厚生労働省の事務局を紹介させていただきます。

成松医薬・生活衛生局生活衛生課長でございます。

その他、別用務の関係で遅れてまいります。浅沼大臣官房生活衛生食品・安全審議官と清水生活衛生局生活衛生課長補佐が後ほど出席の予定でございます。

最後に、同じく医薬・生活衛生局生活衛生課長補佐、事務局でもあります溝口です。本日はよろしく願いいたします。

撮影につきましてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどお願い申し上げます。

この後の進行につきましては、武井会長にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○武井分科会長 武井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

大変な世の中の状況の中で、皆様方とてもお忙しい中、お時間を取って出てきていただいていると思います。本当に感謝申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思っております。

初めに、事務局より資料の確認をお願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料1から7です。

資料1、2020年度生活衛生関係営業振興指針の改正について、緑の横書きの資料のもの。

資料2、食肉販売業振興指針改正案新旧表。

資料3、食肉販売業の現況について。

資料4、食鳥肉販売業振興指針改正案。

資料5、食鳥肉販売業の現況について。

資料6、氷雪販売業振興指針改正案。

資料7、氷雪販売業の現況について

です。

また、参考資料としまして、関係法令集や諮問書、付議書などをつけてございます。こ

れは参考資料1から5になります。

あと、本日、食肉生活衛生同業組合より、ピンクのものですが、感染拡大予防ハンドブックというものを配付させていただいておりますので、これも参考にいただければと思います。

資料につきましては、以上です。過不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。以上です。

○武井分科会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。全ての資料が行き渡っておりますでしょうか。

それでは、早速、議事次第2(1)「食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の振興指針改正について」に入りたいと思います。

まずは、資料について事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局でございます。

資料1、緑になっております横書きの資料の説明をさせていただきます。

まず、振興指針の目的ですが、本指針につきましては、生活衛生関係営業の振興計画を推進し、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的に策定されているものでございます。

また、本指針は、生活衛生適正化法の第56条2第1項に基づいて、厚生科学審議会にお諮りをして意見を聴いた上で厚生労働大臣が設定するものとなっております。また、現在は生活衛生関係16業種、13の指針が策定されております。

今年度の振興指針の改正ですが、先ほどお話のとおり食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業の3つの指針が対象です。また、主な改正項目は、第三の振興の目的に関する事項というところで、省エネルギーへの対応、受動喫煙防止対策への対応、メニュー表示や食品表示に関する対応というものを新たに追記しております。

第四の振興の目的に対する必要な事項としましては、経営課題に即した相談への事項を新たに追加。これは食肉業と食鳥肉業のみですが、食品関連情報の提供、行政施策の推進に関する事項を追記してございます。

また、第五の営業の振興に際し配慮すべき点というところで、食育や食の安全の高まり、健康志向の高まりなども2つの販売業についてのみの追記、その他災害関連につきまして、災害への対応と節電への対応、また、昨年度議題にもなりました最低賃金の引上げに向けた対応や働き方・休み方改革に向けた対応などを新たに追記しております。

2ページ目は、2年前にこの分科会で整理された振興指針の見直しの方針を一表にしたものです。この中で、青で書いてある所が2年前の改正で新たに整理された内容です。主には省エネへの対応、受動喫煙防止、メニュー表示、第四につきましても同じように経営課題に即した内容、今御紹介したとおりに追記したものが新たに書いております。

第五のところですが、東日本大震災の内容から災害全般に関する内容に更新されたものや最低賃金の引上げに向けた対応、働き方・休み方改革に向けた対応が新たに整理され、

この方針に沿った形で今回、新旧表を改正してお諮りするものです。

続きまして3ページは、文字ばかりで申し訳ありませんが、食肉販売業の5本柱の1として、食肉販売業を取り巻く環境として、平成30年の食肉販売施設が14万4000程で、前回よりも3,000程の増。また、経営の規模につきましては従業者数5人未満が61%強となっております。

経営上の課題としましては、原材料費や諸経費の増加、客数の減少、客単価の減少などが報告されております。

新型コロナによる影響としましては、売上げに関しまして、20%以上50%未満の売上げが下がったというのが46.2%、また、50%以上80%未満が26.4%などとなっております。

今後の経営方針としましては、接客サービスの向上、広告宣伝の強化などが上位に挙げられております。新型コロナ終息後に予定している取組みとしましては、新たな販売方法の開拓や、新商品・新メニューの開発、広報活動の強化などが挙げられております。

飛びまして、第三の振興の目標に関する事項ですが、衛生関係の対応とて昨今、世界的大流行となっている新型コロナへの対応がやはり主になっておりまして、新型コロナの影響に伴う新しい生活様式に順応したガイドラインの遵守などの衛生対策の徹底、後は、HACCPも法律上は義務化されておりますが、その対応を明記、HACCPの考えを取り入れた営業者の衛生管理の実施などを追記しております。

②につきましては、高齢者、障害者、子育て世帯への対応ということでバリアフリーなどの取組みの記述、③につきましては省エネ対応として、LEDや空調設備の導入、④につきましては受動喫煙防止対策への対応として、これも今年4月から施行されておりますが、健康増進法や労働安全衛生法に基づいた受動喫煙防止に関する内容などを書いてございます。

⑤と⑥は税制及び融資に関する支援として、日本政策金融公庫による融資の内容の御紹介、関係者として国、都道府県指導センターなどに期待される役割として、研修や融資相談などを踏まえた組合未加入者への情報提供などを書いております。

第四の食肉販売業の振興の目標を達成するための事項として、営業者の取組みとして、同じく新型コロナの影響に伴うガイドラインなど新しい生活様式への対策の取組みの徹底、HACCPに関する内容や経営手法・熟練技術の効率的な伝承など、後は生産性向上などを書いております。

第四の②で営業者に対する支援として、好事例の取組みの紹介や、生産性向上セミナー、創業や事業承継に関する助言・相談、経営特別相談員による経営指導などを追記してございます。

最後の第五ですが、営業の振興に際し配慮すべき事項として、少子高齢化への対応、これも同じく受動喫煙防止に関する内容で、喫煙専用室の設置や従業員に対する受動喫煙防止の取組み、災害への対応として対応能力の向上や地域での防災支援への協力、被災者支援などを書いております。

④の最低賃金の引上げの対応として、最低賃金の遵守や業務改善助成金の活用など

を書いております。

最後は、新たに働き方・休み方改革に向けた対応としまして、長時間労働の是正や有給休暇の取得、職場のハラスメントに関する内容などを新たに追記しております。

4 ページ目、5 ページ目ですが、これも同じ感じに書いておりますが、少し異なるところをお話しさせてもらおうと、第一のところ、食鳥肉販売業を取り巻く状況として、営業規模として従業者数5人未満の方が45.5%、60歳以上の経営者の方が63.7%となっております。

経営上の課題としましては、人件費の上昇、客数の減少、客単価の減少など記しております。

新型コロナの影響としまして、20%以上50%未満の売上げが46.2%、50%以上80%未満は食肉、食鳥肉も同じデータでございますが、26.4%となっております。

今後の経営方針としまして、接客サービスの向上、店舗設備の改装、新型コロナ収束後に予定している取組みとしまして、新たな販売方法の開発や新商品、新メニューの開発などが取り上げられております。

第二から第五については食肉業と同じ内容が書いております。

5 ページ目ですが、冰雪業に関する内容も第二から第五については、同じ内容ですが、第一の冰雪販売業を取り巻く環境として、平成30年の販売施設数は、約1,500件で、前回5年前に比べまして294件の減。後は、従業者数5人未満の零細事業者が73.5%、60歳以上の経営者の方が69.4%。

経営上の課題としまして、客数の減少、客単価の減少、原材料費、諸経費の増加などが挙げられてございます。

また、新型コロナ影響としまして、50%以上80%未満の売上げが下がったと言われる方が39.9%、80%以上の売上げ減であるというのが38.2%、20%以上50%未満が16.4%となっております。

今後の経営方針としまして、広告の強化、接客サービスの向上などが上位で、新型コロナ収束後に予定している取組みとしましては、新たな販売方法の開拓や広報活動の強化や新商品、新メニューの開発などが挙げられております。

続きまして、6 ページの、年度内の分科会スケジュールの紹介でございます。今日は10月27日、今年度は3業種ということで、3業種まとめてお諮りさせていただき、議論いただいた上で、まとめた内容を次回12月1日の第37回の生活衛生分科会でお諮りし、取りまとめいただければと思っております。

その後、年内から年明けにかけて分科会了承の下、告示改正に向けた準備に取りかからせていただきたいと思いますと思っております。また、現場で振興指針の認定業務や、指針計画などを作る関係上、告示を少しでも早く行いと思っております、1月中旬にこの3つを告示する形でスケジュールとして考えております。

後は、下に書いてある青いものやピンクのものですが、これも2年前に分科会で整理さ

れたスケジュールでして、2018年度から始まっております。昨年度は、旅館、浴場、興行、めん類を整理、今年度は3つの食肉、食鳥肉、氷雪をお諮りしているところです。

7ページ目は関連の法律ですので割愛させていただきます。

長くなりましたが、事務局からは以上です。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

溝口課長補佐より御説明をいただきました。

それでは、資料1について御意見や御質問をお願いしたいと思います。

発言のときには挙手をしていただいて、私のほうから指名をさせていただきますので、その点、御協力のほどお願いいたします。

それでは、御意見、御質問がありましたらお願いをいたします。

どうぞ、お願いいたします。

○松野委員 御説明ありがとうございました。

伺っていて、ちょっと生活実感と合わないところがあったので、ちょっと御質問させていただきます。

食肉販売業、食鳥肉販売業はどちらも新型コロナの影響で売上げが減っているということで御報告いただいています。私は生活協同組合ですけれども、今、スーパーなども巣ごもり需要で結構小売のほうの売上げはそんなに減っていないのではないのかという実感があったのですけれども、どのような影響でそういう結果が出られたのかというのを御説明いただけると助かります。

○武井分科会長 どうぞ、お願いいたします。

○溝口課長補佐 粗筋の割には細かくお話をさせていただいたところですが、この後、食肉販売業と食鳥肉販売業の新旧と、あと、業界の方からもお話いただけますので、そこで併せてお話しさせていただければと思います。

○武井分科会長 よろしいですか。

○松野委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 お願いいたします。どうぞ。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

大変基本的なことなのですが、わざわざ食肉と食鳥肉と分けられているのは多分理由があるのだと思うのですが、その根拠と、資料の後ろのほうで食鳥肉のところに鶏肉専門と書いてあったのですけれども、そうすると鶏肉以外に鴨とかターキーとかあるので、それらはどう扱われているのでしょうか。

あと、お肉屋さんは鶏も豚も牛肉も扱っていらっしゃると思うのですが、そういう場合、両方にかかるのかとかその辺のことをちょっと教えていただけませんか。

○溝口課長補佐 これも後ほど食肉、食鳥肉の業界からのお話の中で触れられると思いますが、一応法律ができた成り立ちとしまして、食肉販売業と食鳥肉販売業でと分けられて

おります。申し訳ございませんが歴史的な経緯は私の方で調べた上で、また説明させていただきたいと思っております。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○春田委員 連合の春田でございます。お世話になります。

資料に書かれてありますが、HACCPの対応で、今の状況は、どんな状況なのかを少し確認させていただければと思っております。対応は、記載されておるのですけれども、特に中小企業が、どのような対応になっているのか、必要に応じて支援も必要になってくるのではないかと、という観点から少しお伺いしたい。

それから、後ほど説明があるのかもしれませんが、昨今、デジタルトランスフォーメーションと言われている中で、DXへの対応が改正内容では、どう記載されているのかを見ております。対応するための人材育成も重要かと思っておりますけれども、どこかに入っているのであれば、少し教えていただきたいし、お考えがあれば、お聞かせいただきたい。よろしく申し上げます。

○武井分科会長 お願いいたします。

○溝口課長補佐 HACCPへの取組みにつきましては、後ほど詳しい新旧と、あと業界の方のお話の中で御議論いただきたいと思っております。義務化自体は始まっておりまして、今、業界の方でも義務化に向けた取組みの検討が進められていると伺っております。

あと、DXへの対応とかそういうところの話なのですが、確かに今の振興指針の中では、明記されている形はないのですが、これも御議論いただく中でどういう形で書き込むか、あるいは難しいものなのか少し検討させていただければと思っております。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

お願いいたします。

○西尾委員 ありがとうございます。筑波大学の西尾でございます。

今、前の委員もおっしゃられたように、デジタル化への対応ということもそうですけれども、一方で、SDGsとの関係で、ここの中にいろいろちりばめられているかと思うのですが、SDGsとの関係についてどこかできちんと触れなくてはいけないのではないかと思いますけれども、その辺については、どのように考えられているのかについて御説明いただければと思っております。

○武井分科会長 いかがでしょうか。

お願いします。

○溝口課長補佐 SDGsにつきましては、今、先生からお話しいただいたとおり、何か体系的に書いてあるところは今の段階ではないので、御議論いただく中で検討させていただければと思っております。書きぶりもなかなか難しいとは思いますが、分科会の中でも御議論いただき、御提案、御知恵をいただければと思っております。

まだ新旧表の議論の前にいろいろと御意見いただきましたが、新旧表のご議論や業界の

現況のお話もいただいた上で御議論いただきたいと思います。

○西尾委員 よろしいでしょうか。

これは、今日の議題の食肉関係とかだけではなくて、多分今後、この振興指針をまとめていく中で大きな課題なのかなと思っておりますので、今日どうこうということではないのですけれども、今後の中でもSDGsの問題はどういうふうに取り組んでいくのかというのは日本国全体にとって非常に重要な課題ですので、この振興指針の中でもSDGsの問題はどういうふうに扱っていくのかというようなことについては、少し統一的な書きぶりという証書を作るのかよく分かりませんが、そういうものが必要なのではないかなと思っております。

以上です。

○武井分科会長 重要性についてはいろいろと御説明があるのですが、なかなかまとめて書いてあるものというのが、そう多くはないのでしょうかね、先生。

○西尾委員 まさに今始まっていますけれども、いろいろなところでその関連性を示しなさいというようなことが求められておりますので、特に厚労省さんが出される振興指針ですので、そういうところも少し意識した整理というのが早急に必要なのではないかなと思います。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

細かいことを申し上げて恐縮なのですが、ぱっと見たときに、その文字は出てこなかったと思うのですけれども、キャッシュレスへの取組みたいなことの中にはうたわれているのでしょうか。

○溝口課長補佐 具体的にキャッシュレスという形ではないのですが、ICTの活用を図るという表現では出てまいります。

○武井分科会長 よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

続きまして、振興指針改正のうち、食肉販売業について審議いただきたいと思いますが、資料の2と資料の3の説明をいただいた後に併せて審議に入りたいと思います。

では、資料の2について事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明させていただきます。

食肉販売業振興指針改正につきまして、資料2の新旧表で御説明をさせていただきます。うち、「旧」につきましては現在の振興指針の内容、「新」につきましては今回新たに今日と次回お諮りする改正後の内容です。基本的には、これまでのデータ更新ないし、ご審議いただいた業種に合わせる、あとは新たな内容として新型コロナに関する内容などを書いております。

まず、資料2の1ページですが、先ほど少し説明しましたが、第一のところ、食肉販売業を取り巻く状況としまして、衛生行政報告例というものがございまして、食肉販売施設は約14万4000件強で前回に比べて3,000施設ほどの増となっていることなどが書いております。

あとは、令和2年9月の従業者数が5人未満の零細事業者の方は61.8%、経営者の年齢につきまして60から69歳が25.2%、70歳以上の方が26.8%などを書いてございます。

あとは、全国生活衛生指導センターの調査の協力もいただき、経営上の課題としまして、原材料費・諸経費の増加が80.5%、客数の減少が74.8%、客単価の減少が70.0%と上位3つを占めているところです。

また、新型コロナに関する記述としまして、昨年12月に確認され、今も世界的に流行しておりますが、新型コロナに関する影響の感染拡大につきましては、未だに社会経済に大きな影響を与えております。当然ながら、食肉販売業も多大な影響を受けている、というところを記させていただいております。

また、下段は日本公庫の協力をいただいて、データを記載させていただいております。

新型コロナの感染拡大に伴う事業の影響につきましては、食肉と食鳥肉が一体になっておりますが、令和2年2月から5月の対前年比で売上が20%未満となったのが24.9%、20%以上50%未満が46.2%、50%以上80%未満が26.4%など、景気動向等調査で数字として出ております。

また、二の消費動向のところにつきまして、令和元年度の食肉の関係の意識調査になりますが、お肉を食べる習慣が牛肉では約21.7%、豚肉24.8%、週に2~3回程度が37.2%などを書いてございます。

下段にいきまして、3ページ目の三の営業者の考える今後の経営方針というところで、接客サービスの向上が71.5%、続いて広告宣伝の強化が63.4%となっております。

また、新型コロナが収束した後どのような取組みを考えているかというところで、新たな販売方法の開拓が40.0%、新商品、新メニューの開発が28.1%など、景気動向調査のところでデータが示されてございます。

第二のところの3から5ページ目につきまして、申し訳ございませんが、ただ今都道府県のデータなどを集めておりますが、次回お示しさせていただければと思います。

続きまして、6ページ目の第三のところ、食肉販売業の振興の目標に関する事項でして、例えば「買い物弱者等」とか「なり易いことが危惧」というのは、前回指針の他業種との並びの形で表現を統一させていただいております。

その中で新たに書き込ませていただいた内容として、食肉に関しては7ページ目のところ、景表法に関する内容、エネルギー価格の問題、受動喫煙防止などを書いております。後ここでも触れますが、新型コロナに関する売上減や経営維持、雇用確保などへ対応するため、公庫の融資や国や自治体の補助金・助成金、持続化給付金などを積極的に活用して、早期に業績回復を図る必要があると書いております。

7 ページ目の今後 5 年間ににおける営業の振興というところで、ある種メインどころですが、衛生問題への対応としまして、新型コロナの流行に伴い、新たな言葉というか耳慣れない言葉ですが習慣化していこうということで、3つの「密」密集・密室・密閉の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別ガイドラインの徹底など、感染症に対する新しい生活様式に向けて徹底した衛生対策が求められることについて、今回新たに書いてございます。

あとは、2 段目のところが分かれております、7 から 8 ページ目にかけて、先ほど春田先生からお話のありました食品衛生法、HACCP に関する内容でして、HACCP に関する衛生管理や広域な食中毒の案件、拡大防止などを書いております。

また、下段のところ黄色にしているところがありますが、これは本日御欠席の市川先生より御意見をいただいておりますので、御紹介させていただきます。

市川先生からは、こここのところの書きぶりについて、「衛生問題は営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、発生リスクが軽減されるため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある」という表現について、少し分かりにくいのではないかというご意見があったのと、HACCP が義務化されることでこちら辺の内容や衛生水準に関しても必要最低限の条件になった、ということになるので、「衛生問題は営業者が一定水準の衛生管理を行うことが必要最低限の条件である」という形にシンプルに書き直した方がいいのではないかと御提案をいただき、今回反映させた上でお諮りさせていただきます。

その後、8 ページ目のところは同じ形で処理、調製、加工、流通などの書きぶりのとおりです。

あと 9 ページ目の食肉販売業の書きぶりにつきましても、大規模の総合店舗等の関係や経営環境の厳しい状況などを書いております。

9 ページ目の (2) のところですが、高齢者、障害者及び子育て世帯への配慮ということで、これは昨年度に御議論いただきました人口減少や少子高齢化の内容などについて、御議論いただいた内容をそのまま転記する形で書いております。

特に販売業ですので、販売品として買い物弱者等の問題が顕在化させるなど、といった内容を書いております。

また、9 ページ目から 10 ページ目にかけては、地域密着型や高齢化の進展、サービス需要にもつながる内容について、積極的な提供などを書いてございます。

10 ページ目につきましても、これまで書いていなかったのですが、新たに書き加える内容として省エネへの対応ということで、コスト削減、環境保全に関する内容や、不要時の消灯やランプの間引き、LED 照明などを書いてございます。

また、受動喫煙防止に対する対応としまして、これも昨年度のたばこの規制内容あるいは健康増進法の内容ということで、受動喫煙防止の推進や望まない受動喫煙に関する内容についての強化と書いてございます。

11ページ目ですが、税制及び融資の支援措置というところで、これは他の業種と並びの書きぶりでございますが、融資制度については書いていませんでしたので書き加えさせていただきます。

12ページ目も同じく、都道府県や都道府県指導センターの取組みということで、営業許可申請時の届出、研修、融資相談などの機会で組合活動の活性化の取組み等の積極的な紹介などを追加で書いております。

続きまして、14ページの第四の食肉販売業の振興の目標を達成するために必要な事項としまして、ここでも出てまいります、衛生水準の向上に関する事項というところで、新型コロナウイルスの世界的流行に伴い、先ほどと同じ書きぶりですが、3密の回避や人との距離を空ける、換気や消毒の徹底、業種別ガイドラインの遵守などの衛生対策の徹底を明記しております。

15ページは同じくHACCPに沿った衛生管理の内容について書いてございます。

16ページ目から17ページ目ですが、ここはサービスの充実というところで、それぞれの業界にも御協力をいただきながら整理させていただいたところです。

例えば、17ページのイですが、食品の安全への関心の高まりや健康づくりなどの健康志向への対応の中で、安全な食材を使用して健康志向に対応したメニュー、食材の原産地表示や生活習慣病を予防する取組みへの参画などを新たに整理させていただいております。

同じく18ページ目のところですが、地産地消の食材やお得感を訴求した商品の開発、宅配、御用聞きの実施などを書いております。

また、(3)について、店舗及び設備の改善も他と同じ書きぶりですが、省エネや節電に関する内容や標準化・見える化など生産性向上に関する内容について書いてございます。

(4)の情報通信に関する内容としまして、飲食情報サイトの内容やインターネット、クレジットカード決済などの内容を書いてございます。

20ページ目の二の事業者に対する支援に関する事項としまして、これも他の業種と同じですが、好事例取組みの紹介とか、生産性向上セミナーやなど組合員に対する参加の促進などを書いております。

後は、21ページ目の(2)サービス関係で、接客手引きの基本となる内容や危機管理マニュアル等を整理して書いてございます。

(4)のところですが、経営マネジメントの合理化に関する内容というところで、関係機関と連携の下で創業支援や事業承継に関する内容についての取組みの推進の期待、経営課題に即した相談支援というところで、経営特別相談員による経営指導事業の周知などを書いてございます。

その他、23ページ目、これも同じような内容ですが、事業承継及び後継者育成支援というところで、これらに関する情報提供や育成支援の促進などの支援体制の整備に努めるなどを書いてございます。

23ページ目から24ページ目は食品関連情報の提供や行政施策の推進というところで、行

政施策の動向などについて適切な情報提供などを書いております。その他、好事例集の話や生産性向上の話などを新たに追記させていただいております。

25ページ目が最後の項目ですが、第五の営業の振興に関する内容というところで、営業者の社会的責任や環境保全、食品循環や環境リサイクルなどの内容、あとは受動喫煙防止や最低賃金、働き方改革などを書いております。

26ページですが、食育、食に関する内容としまして、ヘルシーメニューの開発や食材の原産地表示の推進などを書いております。

その他、27ページ目は、少子高齢化の営業者に期待される役割としまして、バリアフリーの関係や身体障害者や補助犬の話とか、障害者差別解消法、受動喫煙防止などについて新たに整理させていただいております。

28ページですが、同じく地域との共生というところで、地域のまちづくりへの積極的な参加や地域の営業と連携したサービスの提供、危機管理能力の維持向上などを書いております。その他、事業承継の推進や地域商店街活性化に資する活動の周知などを書いております。

29ページのところで、環境問題あるいは省エネ問題に関する内容というところで、当たり前ですが適切な廃棄物処理、食品廃棄物の発生抑制、フロンガスの抑制などを新たに整理しております。

その他、今年の7月から始まったものですが、レジ袋有料化、正式にはプラスチック製買物袋といいますが、有料化に向けた取組みについて新たに書いてございます。

そのほか30ページ、これは受動喫煙防止に関する内容です。望まない受動喫煙の防止ということで、施設内の禁煙の徹底や喫煙専用室の設置など、または未成年の方への配慮、従業員に対する受動喫煙防止などを新たに書いてございます。

31ページのところは災害に関する内容でして、これは全体的にほかの業種と同じ書きぶりですが、災害に関する支援、あとは被災者支援や災害対応能力の向上、防災訓練の実施などを新たに書いてございます。

32ページですが、営業者に関する災害の取組みや国や都道府県の役割などを書いております。

最後から2番目、最低賃金の引上げを踏まえた生産性向上というところで、最低賃金の遵守や業務改善助成金などの活用など、あとはその他の制度の周知や活用などを書いております。

最後、34ページですが、働き方・休み方改革に向けた対応ということで、営業者に求められる役割として、時間外労働の話や年次有給休暇の取得、あとは昨今問題になっております、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどの職場のハラスメント対策やその相談機関の周知などを書いております。

長くなりましたが、以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

審議官、御挨拶をお願いいたします。

○浅沼生活衛生・食品安全審議官 遅れて大変申し訳ございません。公務のため遅参しました。厚生労働省生活衛生・食品安全審議官の浅沼でございます。

生活衛生適正化分科会委員の皆様におかれましては、平素から生活衛生行政の推進に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、御所属機関や団体、組合におかれましては、業種別ガイドラインの策定・遵守、日常での感染予防策の実施などに多大な御尽力、御協力を賜り、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

今年度の分科会でございますが、食肉販売業、食鳥肉販売業、そして氷雪販売業の3業種の振興指針改正に関する調査、審議をお願いしておりますところでございます。

その他、生活衛生業を取り巻く現状と今後の取り組むべき課題や改善に向けた方策など、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響によりまして、生活衛生関係営業の皆様も大変厳しい状況に置かれていることと存じますが、全国生活衛生同業組合中央会や組合連合会は、関係省庁、都道府県などとも連携を図りながら、今後とも生活衛生の行政の推進支援に努めてまいります所存です。皆様の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○武井分科会長 どうも、お忙しい中、ありがとうございます。

続きまして、資料の3につきまして、河野意見聴取人より説明をお願いいたします。

○河野意見聴取人 全国食肉生活衛生同業組合連合会の河野と申します。

本日はよろしくをお願いいたします。

それでは、ちょっと着席させていただいて説明させていただきます。

こちらのほうに、食肉販売業の現況についてということで、2ページの紙がございますが、この辺りを含めまして、今の食肉業界の現状等について御説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、食肉業界はここ何年間か、牛肉の子牛の価格が非常に高くなりまして、需要に追いつかないというようなことで、一時、今までにないような形で、1頭100万円を超えるような状況が何年か続いてきまして、昨年ぐらいからは、少しずつ安定はしてきたのですが、非常に高い価格が安定してきてしまったということで、その中でこの前の消費税の値上げ5%が8%になったというような中で、やはりなかなか販売価格に転嫁できないというようなことで、今までも非常に厳しい状況が続いておりました。

去年というか、今までインバウンドの関係で海外からの方がたくさんいらして、それで、旅館、ホテル、そういったところで、非常にまだ需要がありました。ほかにも、私どもは基本的には小売店ですけれども、その小売だけの商売ではなかなか経営が成り立っていないという中で、やはり外食産業、ラーメン屋さんや居酒屋さんに卸したりとか

ということで、昨年までは来ておりました。

そういった中でも非常に厳しい状況の中だったのですが、今年になりまして、新型コロナウイルスの発生ということで、最初あまり直接関係ないのかなと思っていたのですが、やはり食肉、特に牛肉を取り扱っているお店については、旅館、ホテルのほうに販売していたものが、ウイルスの発生に伴って、全くゼロに近いぐらいの売上げとなってしまったということです。それについては、ほかの居酒屋さんなりラーメン屋さんなり、外食関係についても、皆さん、食肉販売業もそういったものも含めてやらないとなかなか経営が成り立たないという中で、そういったものの売上げが、がんと下がってきているということで、非常に厳しい状況になっております。

そのほかに、昨年からですけれども、やはり自然災害、台風、豪雨等あって、お店が水没したりとか、そういったお店もたくさんございました。そういった中でやはり、毎年私どもの組合は、1年に大体200件ぐらいの皆さんが廃業とか組合を脱退するとかというような形になっておまして、例えばそういった水害とか何かについても、結局、さっきの統計の中にもございますけれども、経営者の方が非常にやはり高齢化が進んでおります。高齢化が進んでおまして、これを直してまたやる、その分の借金をして返せないというような状況で、そしてまた、後継者の問題がまたそこにのしかかってきて、今の若い方というのはやはり、非常にサラリーマン化して、土日は休みだと。食肉販売業だけではありませんけれども、やはり皆さんが休んでいるときに営業しなくてはいけないというようなことで、その辺りでも後継者の問題が非常に厳しくなっております。この辺りも今後いろいろ改善していかなければいけないのかなと思っています。

新型コロナウイルスなのですが、いずれにしても、6月12日にガイドラインを食肉販売業のほうも作らせていただいて、出ささせていただいておりますが、やはりこういった言い方はあれなのかもしれませんが、結局、文字だけですと、なかなか皆さんに見てもらえないということで、皆様にお配りしましたものはガイドラインから全て持ってきておまして、新型コロナウイルスの拡大予防ハンドブックというような形で、今の組合員さんに全て配付して、これから今以上にこういったものの理解醸成を図っていこうということで実際に進めております。

ですので、いずれにしても、ここのところで政府のほうのGoToトラベル、また、GoToイートが始まりまして、少しずつ需要が戻ってきているということで、非常によくはなっております。確かに小売だけを見ますと、単価云々で利益率は少ないのですけれども、皆さんも在宅とか、家にいるようなときが多いものですから、そういった点では、小売のほうは、そんなに物すごい伸びではありませんけれども、多少はどうか維持していただけるということで、あとはそういったGoToトラベル、GoToイートで旅館、ホテル、外食産業のほうで少しずつ、今、戻ってきているというような状況にあります。

ただ、一番心配しているのが、このGoToトラベル、GoToキャンペーンが終わった後、どうになってしまうのかなというのを非常に危惧しております。やっているときはまだいいか

と思うのですが、これが終了したときにどうなってしまうのかなというのが非常に悩み事と思っております。

いずれにしても、新型コロナの関係につきましては、感染拡大予防については、どんどん進めていかなければいけないなということは、今後もずっと推進していきたいと思っております。

あと、衛生管理の話なのですが、今年の6月1日からHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施ということでなっております。当初、A基準、B基準というような仕分けの中になつていたのですが、食肉販売業の場合には、一応そういった考え方を取り入れた衛生管理の実施ということで、これにつきましては、今日はお持ちしておりませんが、食肉販売業については衛生管理のための手引書ができております。それと食肉販売だけでなく、処理業も一緒にやられているお店もあるということで、こちらのほうも、1年間の猶予をいただいておりますので、来年の6月1日からは完全義務化というような形になっております。

いずれにいたしましても、このHACCPの考え方を取り入れた衛生管理ということで、今までも何かあるとその記録をするということが海外では普通に行われてきていたのですが、日本の場合は、皆さん、一般衛生管理については、もちろん冷蔵庫の温度を測ったりとか、そういったことをしているのですが、食肉販売業だけではないかとは思いますが、記録をするということが今まで習慣的に行われてなかったということで、今、何しろ毎日日々のことをどんな形でもいいから、取りあえずその記録をするということ、これをやはり習慣づけないことには、なかなか進んでいかないのではないのかなというようなことで、店舗ごとに一般衛生管理計画ということで、私どものお店は、こういった方法で衛生管理をやっていきますよというような計画を立てていただいて、それに基づいて、日々の内容のことをチェックしてもらうということです。

いずれにしても、食肉販売業だけでなく、食品を扱う全ての皆さんが来年の6月1日からは、もう義務化という形で進めていかなければいけないというようなことで、そのために、私ども食肉販売業の中ではそういった一般衛生管理計画書を作って、それに基づいてチェックをしていくというようなことで、今、そういった手引書を作成して、全国で推進をしているというところでございます。

いずれにしても、やはりこれは習慣づけをするということが、まずは一番大事ではないのかなということで岩手大学の名誉教授の品川先生という方がおられて、その方も、やはり日本の場合は、チェックはしているのだけれども、それを記録に残していないということで、まずはそういった記録するということを、習慣づけをするということで、これからどんどん進めていくことによって、一般消費者の皆さんに、今まで以上に安全で安心な食肉を提供していくことができるのではないのかなというようなことで、今後も、新型コロナウイルスの関係、HACCP衛生管理の関係、この辺りを推進していきたいと考えております。

ちょっと現状をどこまでお話したか分かりませんが、そういったことで、今、食肉販売業についてはやらしていただいておりますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

先ほど松野さん、若月さんから少し関連のある御質問もあったかとも思ひますが、いかがでしょうか。何か御質問、御意見等あればお願ひします。

○若月委員 先ほどのキャッシュレスの話の続きなのですけれども、確かにこれを見ても、キャッシュレスの導入を進めたいみたいなことが書いてあって、業界としてそれを援助するというようなことであつたと思ひのですが、規模の小さいお店が多いということでその導入のためのいろいろなコストがかかるので、それが普及に影響するみたいな話があつたのですけれども、それは確かにもっともだとは思ひのですが、現状のコロナ問題を考えると結局、どんなにそこまでのことで衛生的なことに気をつけていても、最後で金に触つてしまうというのは、ちょっと残念な感じがします。小さなお店で、例えば経営者が高齢だったりすると、今ではシステムは随分シンプルになっているとは思ひるのですけれども、それでも導入するのに心理的な障害みたいなものがあるのかなと思ひのですが、業界としてその辺をぐっと後押しする何かを考えてはいらっしゃるのでしょうか。

○河野意見聴取人 一応、今までは助成金が出まして、キャッシュレスに対応した形であれば、その機械導入とかそういったものについて、それと金利についても少し低くしてということで、国の事業のほうをもう少し続けていただけると非常に助かつたのですが、何分にも、まだ続くのではないのかなと思つたら終わつてしまったというようなことで、一応私も食肉販売業の中では今、もう終わりの頃になつてしまったのですけれども、取りあえず始めたのです。始めたら、コロナも始まつてしまったのです。非常にタイミングが悪くて、ですので、これからどんどん行こうではないかというところで、そういった形になつてしまひまして、いろいろな情報を提供する中においても、会議等も中止せざるを得ないとかいった状況なものですから、またキャッシュレスのことについては、一応、いろいろなカード会社さん、その他ございますので、いろいろ提案等もあるようですので、基本的にはそういった形でキャッシュレスのほうも推進していくということで考えております。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○山本委員 2点ございます。

1点目は極めて形式的なお尋ねです。

18ページで「お得感を訴求した商品の開発及び提供」の⑥と⑧が重複しているのではないのでしょうかという点でございます。

○武井分科会長 先生、資料は何。

○山本委員 資料2の18ページです。

○武井分科会長 いかがでしょうか。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

御指摘いただきありがとうございます。

今、山本先生のお話のとおり、18ページの⑥のところの「お得感を訴求した商品の開発及び提供」と、あと⑧で書いてある下線部のところの表現は同じで、こちらの転記を二重に書いてしまった形ですので、補正させていただきます。

○山本委員 ありがとうございます。

もう一点、よろしいでしょうか。

同じ資料の1ページ目ですが、食肉販売業の許可が必要ということですが、今般の外出自粛期間など焼き肉屋さん、生肉の状態のあとは焼くだけセットみたいなものを販売しておりました。これが、巷の噂では、食肉販売業の許可を受けていないお店がテイクアウトの焼き肉の生肉の焼く前のものを売っているのではないかというようなことを報道で接したのですが、実態として、このような営業者に対してはどのような対応をするのでしょうかということ、やはり食中毒とか衛生管理の問題があると思いますので、お教え願えればと思います。

以上です。

○武井分科会長 お願いします。

○溝口課長補佐 御発言いただきありがとうございます。

正確には、お肉の販売卸というよりは保健所の営業許可の分類になろうかと思えます。

今、テイクアウトについて、慣れない業界が実施する、特に食中毒に注意して下さいとか、あとは、昨今はUber Eatsの関係で素人の方が運ぶ形にもなっており、交通事故以外での食品関係のところ、厚生労働省の中で食中毒などを監視している部署から通知を出したり、あるいは保健所からも新たな業態に合わせて食中毒防止の取組みを行っているところでございます。

○山本委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかによろしゅうございましょうか。

先生、お願いします。

○西尾委員 先ほどSDGsとの関係とかというのを申しましたけれども、とてもそこまでの話ではないのですが、例えば、環境保全についてとか省エネとかというようなところ、25ページから始まる第五の営業の指針振興に際し配慮すべき事項ところで、その中の29ページに、環境保全、省エネルギー云々食品循環再利用等の推進とあって、その後、ずっとこういうことに配慮しなさいとか、食品ロスの削減の発生抑制とかというような項目だけが挙がっているのですけれども、例えば、ここにもう少し具体的にどういうことを考えなくてはいけないのかというようなことを、その前の2とか3のところには、営業者に期待される役割みたいな形で少し文章がありますよね。

例えば、食品ロスの問題は非常に大きな問題ですし、それからCO2の排出に関しても菅首相が、昨日いろいろなことを発言されましたけれども、単に節電だけではなくてもっと根本的に物流とか調達とかという側面、あるいは生産段階、今回は販売業ですから関係ないかもしれませんが、そういうところも考えなくてはいけないし、もっと広い意味で言えば生物多様性の問題というのもあるので、例えば、食品ロスやCO2排出だとか、生物多様性まで入れるかどうかは別として、そういうようなことを考えるに当たって、そういう観点から適切な調達量と調達方法、物流や地産地消の問題も挙がっていましたけれども、地産地消や物流というようなもの、サプライチェーン全体を見直す、あるいは見直す必要があるのではないか。

さらに言えば、単に店舗での食品ロスを減らすのではなくて、家庭における食品ロスをなくすために、使いきりであるとか発生させない、量を低減させるようなメニュー提案とかといったようなプロモーションみたいなものも、対面販売である地域の小売業ゆえに、非常に期待されることかと思っておりますので、何かその点を、例えば、29ページの四の1の営業者に期待される役割の冒頭のところに、2～3行で構わないので何かそういうようなことをぜひ入れていただけないかなと思っております。

○武井分科会長 お願いします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

御発言いただきありがとうございます。

この指針は業界振興という観点がございますが、一方で、今お話した環境問題や、SDGsのようなある種の社会問題への取組みについてどういううまく書くことができるか、あるいは、逆に書くことで実現性としてどこまでできるかとのバランス感覚はすごく大事だと思います。

ですので、確かに大味で書いてしまうと何をしてもよいか分からない、けれども細かく書いてしまうと、それだけでいいのか、というバランスや他の業種との兼ね合いもございますので、そこは12月1日までの間にいろいろなお知恵もいただきながら、少し整理の時間をいただければと思います。

○武井分科会長 よろしく願いいたします。

ほかにはよろしゅうございましょうか。

次に、振興指針改正のうち、食鳥肉販売事業について審議いただきたいと思っております。

同じく資料4及び資料5を続けて説明いただいた上で審議に入りたいと思っております。

では、資料4について事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 引き続き事務局より説明させていただきます。

資料4の食鳥肉販売振興指針改正というところでございます。実は、結構、形態が食肉と似ているところが多く、内容もかなり重複する箇所もございますので、重複しないところを中心に説明させていただければと思います。

まず1ページ目ですが、食鳥肉を取り巻く環境としまして、これはデータの引用になり

ますが、令和2年9月の従業員の規模というところで従業者数5人未満の零細事業者の方が45.5%で前回より減少、後は60歳から65歳の方が20.5%、70歳以上の方が43.2%とのデータが出てございます。後継者の有無については、「あり」が63.6%、「なし」が27.3%とのデータをいただいております。これは、全国生活指導センターの経営状況調査をいただき、抜粋したものになります。

あとは先ほどお話をしました新型コロナの関係につきまして、同じく食鳥肉でも大きな影響を受けていることを書かせていただいております。

2ページ目の3段目ですが、新型コロナウイルスに関する影響として、これは食肉・食鳥肉で丸めさせていただいておりますが、20%未満が24.9%、20%以上50%未満が46.2%などを書いております。あとは、総務省の家計調査の消費動向調査というところで、鶏以外ではございますが、豚肉は2万2000円、牛肉1万6000円、鶏肉は1万1000円とデータの更新をさせていただいております。

3ページ目にいきまして、営業者の考える経営方針としまして、接客サービスの向上と店舗設備の改装が上位に占めてございます。あとは、新型コロナ収束後の取組みとしまして、新たな販売方法の開拓、新商品・新メニューの開発、広報活動の強化などについては、日本公庫の景気動向調査を使わせていただいております。

続きまして、6ページ目から7ページ目ですが、これも他と同じでして、今まで転記のなかった内容、例えば景品表示法の話とか、エネルギー問題などを書いております。

8ページ目の上のところで、新型コロナに関する内容、売上減や経営維持などは先ほどと同じ内容でございます。

あとは、5年間における営業の方針ということで、今お話ししました新型コロナに関する3密の防止やガイドラインの遵守など、感染症全体という抽象的な形ではありますが、書かせていただいております。また、HACCPに関する内容、先ほど御紹介した市川先生から指摘された内容と同じものですので、同様の訂正をさせていただいております。

その他、10ページ目から11ページ目、ここも昨年度御議論いただいた内容で、高齢者、障害者及び子育て世帯の配慮ということの転記、あとは省エネや受動喫煙防止への対応というのを新たに追加してございます。

続きまして、13ページ目のところ、後は同じ書きぶりでございますが、振興指針や計画の内容、組合員加入の話への取組みなどを書いております。13ページのところも同じような書きぶりでございます。

15ページ目は第四のところの目標を達成するための事項ということで、新型コロナに関する内容について、先ほどと同じ形で3密の防止や、社会的距離を空ける、消毒の徹底などを追加してございます。

16ページのところも同じくHACCPに関する内容を書いております。

18ページ、19ページ目のところについて、ここも食肉と同じ形で整理をさせていただいております。経営手法、熟練技能の効率的な伝承、また食の安全や健康づくりの健康志向

の内容についても整理させていただいております。

22ページ目も同じように、衛生管理に関する知識の向上や事項というところで、HACCPの考えの手引書、先ほど河野事務局長にも御発言いただいたHACCPの手引の関係の内容やその他接客に関する内容など、あとは創業支援や事業承継などについても新たに追記させていただいております。

24ページから25ページも同様に、好事例集や事業承継に関する内容を追記してございます。

27ページ目もいろいろな社会的な取組みの内容につきまして、先ほど委員からもお話のありましたSDGsの関連も強いところではございますが、環境の話や食品循環の話あるいは少子高齢化の話、受動喫煙防止、働き方・休み方改革などを書いております。

触れられている内容につきましては、28ページも同じような形で、高齢者に配慮したメニューや提供などのサービスの話。

30ページ目から31ページ目につきましては、事業承継の推進などの話、あとは環境に関する内容について、例示的列挙でございますが、食品ロスの話とか食品廃棄物の分別、プラスチック製品の削減の話などを書いております。

31ページ目から34ページ目は、同様に受動喫煙防止に関する内容と災害に関する取組みの内容、あとは、33ページ目ですが、最低賃金の対応について、ここは改正の年度が違ったので多分ずれたと思うのですが、ここでは書いてありましたので、「てにをは」について直させていただいております。

最後、働き方・休み方改革に向けた対応ということで、先ほど御説明を差し上げた内容を記載してございます。

簡単でございますが、食鳥肉振興指針に関する内容の大きなところの追記や変更点は以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

続きまして、資料の5につきまして、新井意見聴取人より説明をお願いいたします。

○新井意見聴取人 食鳥肉販売業の会長の新井でございます。

今日は皆さん大変お忙しいところ、本当にありがとうございます。

今、食肉の事務局の河野さんからありましたけれども、ほぼ同じだなということを感じております。

ただ、食肉さんはまだ牛、豚、鶏と、いろいろなものを扱われておるのですけれども、鳥は、本当に鶏肉だけと。先ほどもちょっと意見がありましたように、鴨とかそういうものは売られますけれども、私は福岡出身なのですけれども、割と東京とかほかのところは、鴨とか七面鳥とかいろいろなものが売られるのですけれども、福岡はほとんど鶏肉ばかりというところがございます。

私も、まだ会長になって3年目ぐらいでございますので、深く分かりませんが、とにかく中小ではなくて、零細の集まりというのが現状でございます。昔は、市場とかそ

ういうところで小売を専門でやる方が組合員の大半でございましたけれども、先ほど食肉さんの話の中にありましたように、それだけでは食っていけないというようなことで、やはり飲食さんとか業務用卸を兼ねた、もう組合員のほとんどは、小売だけではなく、そういう飲食さんとか、いろいろな料理屋さんとかそういうところに納めるのが大半であるということから、新型コロナが出なくてもお店を廃業されている方が多くて散々という感じで、もう辞めていきたいというような方が多いのに、今度、新型コロナで本当に組合員がまたかなり減るのではないかというような心配を私どももしております。

とはいえ、鶏肉自体の消費量というのは、年々増えております。牛、豚が悪いわけではないですが、鶏肉はどちらかというとヘルシーで安価であるということも含めて、鶏肉の消費は年々増えてきておりますけれども、その増えている大半は大型の量販店さんをはじめ、そういうところで私たち小売店はそこに直結できて売上げが上がっていかないというのが現状でございます。

とはいえ、専門性を持ってしっかりやっつけようということで、私たちはそれしか生きる道がないということで、ここにも資源の強みということで、鶏肉販売の専門店という地域密着型、ほとんど9割以上が営業30年以上ですから、やはり60歳以上で、やはり後継者ができないのです。もう本当に零細で、今の子供が、父ちゃん母ちゃんが苦勞してやっているものを、後を継いでやろうとなかなか言ってくれないのが現状なのですけれども、私たちの地域密着で、顧客地盤の信頼というか、専門性というか、それと先ほどちょっと言いましたが、対面販売が多いものですから、スーパーさんとかのパックで置いてあるものではなくて、商品説明がしっかりできる。料理説明ができる。部位によってはこういう料理されたらいいですよ。もも肉、胸肉、ささみ、いろいろ部位があるのですけれども、料理はこういう肉でされたほうがいいのか、そういうことと、牛、豚、鶏の中では、鶏が一番鮮度を要求しますので、その朝引きということで、私どもが生き延びておるといふところではなかろうかと思っております。

ただ、今は唐揚げブームでございますので、本当に唐揚げ屋さんがいっぱいできてくるのですけれども、私どもも惣菜ということに物すごく力を入れるようにはして、そうしなくては生き延びられないなということでしております。

それとか、ポスター、チキンのレシピなど、パンフレットなど、いろいろなことを業界でしながら、また鶏肉の料理講習会なども全国でやったり、小学校などにも、向こうから頼まれたり、こっちからも何かお役に立てることがということで、鶏肉の解体をしながら商品説明をする。今の子供の食育ということもいろいろやらせていただいております。

公庫さんからも、そういうお金をお借りしてということも私たちも組合員の方に勧めるのですけれども、お金を借りてまでやってもどこまで続くか分からないということで、私たちも勧めるのですけれども、なかなかあまり皆さんが活発にやってくれないというのがちょっと残念だなと思っております。

私も鶏肉の処理から卸から小売からいろいろやっておりますけれども、焼き鳥とか鶏専門

の居酒屋をかなり広げてやっていますけれども、もう今のコロナでもうがたがたになって、大変だなと。今、飲食の話をするわけではないのですけれども、そういうような鶏肉の現況でございます。

そういうことで、ちょっと短いですが、何かまた御質問があったら、先生方に御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

○武井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、何か御質問、御意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

お願ひいたします。

○春田委員 丁寧な説明をありがとうございます。

1点、ご実情をお伺ひしたいと思います。資料にあるとおり、私も雇用面が非常に気になっておまして、コロナの影響で様々な業界で仕事が減っている話を聞きます。人材の確保が非常に厳しくなっているということで、どちらかといえば今は人手不足の状況なのでしょうか。雇用面の状況を少しお伺ひできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○新井意見聴取人 人手不足は本当に逼迫しておったのですけれども、このコロナで幾らか売上げも落ちておるし、ただ、人をそんなに雇っておりませんので、そんなに大きくは響いていないのではなかろうかと。かえって、逆に人手不足が少し緩和されたのかなと思っています。人を辞めさせなくてはいけないとか、そんなことまではないし、最低賃金もございますし、それにのっとってきっちりやっていかないと従業者に辞められたら困りますので、いろいろな行政の指導に基づいてやらせていただいております。

○武井分科会長 お願ひいたします。

○若月委員 主婦連合会の若月です。

鶏肉販売の専門と書いてあったので、鶏肉だけを専門に販売しているお店があるのだと、逆にちょっと驚きました。デパートに行くと、鶏肉だけを売っているお店というのがあるのですけれども、普通に独立の店舗で近隣の商店街では全然見たことがなくて、逆に、そういう意味でお店が減っているのかなというのもすごく感じられました。

それで、ちょっとここでの趣旨に関係ないのかもしれませんが、扱っている鶏肉の国産と輸入との比率というのは、どのくらいのものなのでしょうか。

○新井意見聴取人 大型のスーパーさんとかいろいろなところは輸入物とか、今はかなりその表示はきちんとやっております。ただ、私どもの鶏肉専門店はほとんど国産です。輸入物を扱わないわけではないのですけれども、ブラジルとかアメリカ、USとかあるのですけれども、ほぼもう100に近いぐらい国産を中心にやっております。

ただ、業務用卸、飲食さんとか、ホテルさんとかそういうところには、お客様のニーズにお応えするために、そういうものだけを仕入れて、小売店自体はほとんど100%に近いぐらい国産ですが、そういうお客様の要望にはお応えするようにしています。

それと、そういう業務卸、飲食さんとかいろいろなところに、そういうものを求められた場合は、価格の差もありますのでそれに応えるようにはしております。

よろしいでしょうか。

○若月委員 分かりました。

スーパーで鶏肉が売っているのを見ても、今、銘柄鶏と言うのですか、いろいろついでるので、それぞれ皆さん努力していらっしゃるのだろうなというのはすごく感じられます。

あと、資料4の9ページの左側の上から8段目に赤字で書いてある「こうした衛生門談は」と書いてあるのですけれども、「問題」ですか。

○溝口課長補佐 申し訳ございません。「問題」です。ミスです。失礼いたしました。

○若月委員 それだけです。

○武井分科会長 ほかにはいかがでしょうか。

山本先生、お願いします。

○山本委員 お肉そのものの販売よりもお惣菜などに大変力を入れておられるということとの関係で、資料4の27ページの新しいほうの指針では、営業者に期待される役割のところからアレルギーの表示やカロリー表示というところが削除されております。お肉の販売ではなくて、お惣菜のような加工食品を販売するときにはむしろ、こういうことを削除しないほうがよかったのではないかという印象を持ちました。食肉についても同様に、アレルギー表示とカロリー表示を削除されておりますが、これを削除した経緯などにつき、お教え願えればと思います。

○武井分科会長 いかがでしょう。

お願いいたします。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

今回、アレルギー関係を取った理由としましては、食肉、食鳥肉の提供に限定した場合、アレルギー表示は要らないのではないかということだったのですが、販売業以外で飲食業もされている、お惣菜を販売しているところもあり、書き分けが難しいところもあります。

少しお預かりさせていただいて、業界の方と今一度相談をしてみたいと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○武井分科会長 この辺りで食鳥肉販売業の振興指針の改正を終了させていただいてよろしゅうございますか。

実は今日は、もう一つ課題がありますので御協力をよろしくお願いいたします。

次に、振興指針改正のうち、氷雪販売業について審議いただきたいと思います。

同じく資料の6及び資料の7を続けて説明いただいた上で審議に入りたいと考えます。

では、資料の6について事務局より説明をお願いいたします。

○溝口課長補佐 資料6の氷雪販売業の振興指針の改正案でございます。3つ目ということでお疲れかもしれませんが、もう少しよろしく申し上げます。

主立った内容は同じところも多いですので、変更点や新たに追記した内容を中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目ですが、冰雪業を取り巻く状況としまして、数字の置き直しでして、厚生労働省が調べている衛生行政報告例より、冰雪生産販売の許可を受けたのが1,516施設、前回に比べて868施設の減などを書いてございます。

また、全国生活衛生指導センターよりデータをいただき、令和2年9月現在の零細事業者の方が73.5%、60から69歳が26.5%、70歳以上が42.9%などを書いてございます。

あとは、経営上の課題としましては、客数の減少や客単価などを追記させていただいています。また、同じく新型コロナに関する影響につきまして、冰雪販売業も他の営業者同様、大きな影響を受けているということ、あとは、営業の売上げの減少として20%以上50未満が16.4%、50%以上80%未満が39.9%、80%以上が38.2%ということで、他の販売業に比べて大きなダメージを受けている印象でございます。

あと、2ページ目、3ページ目ですが、消費動向というところで、ここを一部書き直させていただいております。昨今はかき氷ブームなどで、一年中氷を食べる機会が増えつつあるというところで、営業者用のかき氷の取扱いが増えているという内容に新たに書き直してございます。

あとは、3ページ目のところの営業者の考える経営方針としまして、広告宣伝の強化は59.2%、接客サービスの向上などが上位を占めてございます。また、新型コロナが収束した後どのような取組みを予定しているかというところでは、新たな販売方法の開拓や広報活動の強化などが、上位2つになってございます。

続きまして、6ページ目でございますが、冰雪販売業の目標に関するところで、今、冰雪販売で「氷屋純氷」という商標登録を持っておりますが、今後どのように活用していくか、活かしていくかというような内容を書いてございます。あとは同じく新型コロナに関する影響の追記。

6ページ目から7ページ目も同様に、新型コロナに関する衛生管理の関係となります。

7ページ目のところについて、前は「細菌等の汚染により食中毒」と書いておりましたが、実情は異物の混入が多いということで、異物の混入などによる食品衛生上の問題というところを、新たに書いてございます。

9ページ目のところも、他の業種と直した形で書き加えさせていただいております。

10ページ目、11ページ目について、省エネルギーへの対応や受動喫煙防止への対応というのを新たに加えてございます。

後は11ページ目のところで、前回記述のなかった公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付を追記してございます。

12ページ目も同様に書き加えてございます。

14ページ目のところで、新型コロナに関する衛生対策の徹底というものを新たに書いていますのと、14ページから15ページ目にかけて、少し丁寧に書かせていただいておりますが、氷の工場や保存する冷凍設備、配送車両をきれいに保つための5Sというものがございまして、その実施と作業工程の徹底化とHACCPの衛生管理というものをつなぎ合わせてお

ります。

その他、16ページ目、17ページ目のところは、他の業種と同じような書きぶりですが、経営手法、熟練技能や後継者の育成など、経営診断の積極的活用などを書いてございます。

17ページ目のところですが、昨今はドライアイスなどを使った商品提供もあるというところで、ドライアイスなどを新たに書いております。その他、省エネ対応や節電エネルギーの内容を書き換え直してございます。

19ページ目、これも他の業種と同じ形で好事例集の話や生産性向上のセミナーの積極的な活用などを書いてございます。

20ページ目から21ページ目につきまして、先ほど少し御発言いただきましたICT活用に関するサポートなども、例示的ではございますが書いてございます。

その他、20ページ目から21ページ目にかけて、創業や事業承継における助言・相談などについて他との並びで新たに書いてございます。

22ページから23ページも同様の書きぶりでございます。

23ページ目から下が、第五の営業指針に関する配慮というところで、ここも同じような内容でして、省エネの話や受動喫煙防止、最低賃金の引上げ、働き方・休み方改革への対応というところで、他の業種と同じ形で書きぶりを整理させていただいております。

その他、24ページ目から25ページ目、環境に関する内容についても、新たにプラスチック製レジ袋の有料化などの内容。

27ページは受動規制に関する規定。

28ページにつきましては災害への対応と節電行動への徹底。

29ページは最低賃金に関する内容。

30ページ目から31ページ目につきまして、働き方・休み方改革の内容でございます。

あと、今回、新型コロナに関する記述を新たに入れたというところでして、今回の3業種のみではなくて、衛生対策というところでもあり、今、全体的な取り組みが必要ではないかということ、経済的・社会的影響の大きさ、消毒や換気の徹底などに関する感染症対策については、3業種に限らず、ここにある振興指針の全業種に影響するのではないかとこのところでございます。

これからの御相談にはなるとは思いますが、3業種以外についてもこの記述を追加することができかどうかについて、少し事務局でも検討させていただければと思っております。

これについては、分科会の御意見もいただければと思っておりますので、後ほどよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○武井分科会長 ありがとうございます。

溝口さん、これから折橋意見聴取人から御意見を賜るのですが、これが資料7でよろしいですか。

○溝口課長補佐 私が今、説明したのが資料6でございます。氷雪販売業の新旧の資料6

でございます。この後、折橋意見聴取人からお話しいただくのは資料7でございます。

○武井分科会長 資料7でよろしいですか。

それでは、よろしくお願いいたします。

○折橋意見聴取人 全国氷雪販売業生活衛生同業組合の事務局の折橋と申します。

日頃より、当連合会の運営につきまして、格別の御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

では、これより、早速ではございますが、資料に沿って説明をさせていただきます。失礼でございますが、着座にて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

お手元の資料7でございますが、まず業界の経営資源の強みというところから説明をさせていただきます。

まず、組合員は地域に密着した小回りの利く営業が主体であるため顧客とのコミュニケーションを図りやすく、そのニーズの把握もしやすい環境にあるということが挙げられます。

業界内では、冷凍車が普及してきており、氷の販売のみならず、冷凍食品などの冷凍物流を必要とした分野への参入が期待できるといった面もございます。

組合員が扱う「氷屋純氷」、これは注釈としてまた後ほど説明させていただきますが、「氷屋純氷」は自家製造の氷に比べて、衛生的にも安全・安心な高品質の氷であり、消費者の食品衛生に対する意識の高まりに答えることができる。

製氷メーカーでは対応できないきめ細かな顧客のニーズに合わせた加工を行い、供給することができる。

業界内で安定的に事業継続をしていくためには、一定規模の営業施設と人員の確保が不可欠であり、今後、協業化の促進が期待される。

以上が業界の強みでございます。先ほど注釈のあった「氷屋純氷」について説明をいたします。

全氷連では、氷の専門営業者である氷屋が扱う高品質な氷を「氷屋純氷」という形でネーミングいたしまして、その象徴となるロゴを製作いたしました。ロゴは連合会として、2019年3月に団体商標登録され、組合員のみが使用することができるよう権利保全をしております。

以上が経営資源の強みでございます。次の業界の経営資源の弱みというところがございますが、まず、売上げの季節変動が大きく、特に夏場の売上げが1年間の業績に大きく影響する。このことから、安定した収入の確保が難しく、雇用形態も繁忙期の非正規雇用が中心であるため、現在の全国的な人手不足の状況の中で人員の確保が困難になっている。

経営者の高齢化による廃業が多く、かつ後継となる人材が不足しているため、氷雪販売業者との取引を希望しても、対応できない地域が生じ始めている。

新たな商品開発を行う企画力や、新規顧客を獲得する営業力のある人材が不足しているといったことが弱みとして挙げられるということでございます。

次の業界を取り巻くよい状況についてでございますが、食の安全・安心に対する意識が高まり、専門業者である氷屋が扱う氷の安全性に対する認識が高まっている。

業界にはライバル企業が少ないため、組合員同士での過度な価格競争が生じていない。

飲食店で他店との差別化を図るためや、顧客満足度を上げるために氷にもこだわり、製氷機が設置されていても、氷屋の氷を導入するケースが増えている。特にバーやクラブなど、アルコールを主体とした店舗では、氷屋の氷と製氷機の氷を使い分けるケースが増えております。

数年来のかき氷ブームにより、夏場のかき氷用氷の需要が増加している。また、テレビ等で材料である純氷が紹介されるケースが見受けられるようになった。

以上が業界を取り巻くよい状況でございます。

次に悪い状況でございますが、100円コンビニや一部スーパーの安売りにより、顧客離れや値下げ圧力がある。また、廉価品の中には純氷のネーミングを使用しているものがあり、純氷のブランド価値が毀損されている。

冷凍食品業者や酒店なども、飲食店向けに氷の配達を始めており、競合他社が増えつつある。

大規模なイベントなどでは、大量の取引を中心に、製氷メーカーによる直販事例が増え、業界の脅威となっている。

製氷メーカーの廃業が多く、安定した商品の仕入れに不安を持っている組合が増えている。

新型コロナウイルス感染症拡大により、東京オリンピックの延期が決定したほか、今夏の大小様々なイベントが中止となったため、イベント用氷の需要が大幅な減少傾向にある。また、業界の主要顧客である接待系クラブ、スナック等への売上げ回復が見込めず、厳しい経営状況にあるということが挙げられます。

以上が業界を取り巻く悪い状況でございます。

次に振興指針に定められた事業の取組状況について説明をいたします。

最初の項目でございますが、組合で策定している振興計画の作成に当たっての指導、振興計画の取組状況等の把握といたしましては、組合が振興計画を作成する際に連合会から、振興計画の基本的なひな形を提供し、指導を行っております。

また、組合が認定を受けた振興計画を連合会に提出してもらい、その取組状況について定期的に確認するとともに、好事例を他の組合に紹介しているといったことをやっております。

次に、組合への支援事業の取組状況でございますが、冰雪販売業のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成し、各都府県組合を通して参加組合員に配付することで、食品衛生法の一部を改正する法律に対する周知と、指導対応についての支援を行いました。

各都府県組合が全氷連認定氷屋マイスターシルバークラス試験を実施する際の支援を行

いました。

全氷連統一ブランドのイメージを表現したポスターを制作し、各都府県組合を通して、組合員得意先飲食店に配付する事業を支援いたしました。こういった内容を取り組んだということでございます。

その中において、特に成果が上がった事業といたしましては、氷雪販売業のHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書を作成することで、各都府県組合が参加組合員に、食品衛生法の一部を改正する法律に対する周知と、指導対応する際の支援を行うことができました。

また、各都府県組合に対し、氷屋純氷ポスターを配付したことにより、組合員の得意先飲食店の価値向上や、一般消費者への認知度向上を図ることができたということでございます。

取組みが難しい事業ということもございますが、これは労働基準法の改正によって、2019年4月から年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務づけられますが、次年度改定される氷雪販売業の振興指針に追加記載される予定となっておりますが、これが必要最低限の従業員で日々の加工や配達業務を行う組合員事業所におきましては、完全実施させるには、かなりの業務改善が必要となるといったことが挙げられると思います。

そのための改善方策といたしましては、年5日の年次有給休暇の確実な取得をさせるためには、組合員事業所において、生産性の向上と業務効率化を柱とする業務体制の見直しが必要となるということございまして、その一助として、厚生労働省から発行されている生活衛生関係営業生産性・収益力向上の取組事例集や、生産性向上の事例集を組合員に配付して指導を行うほか、全国47都道府県に設置されている働き方改革推進支援センター利用の呼びかけを行ってまいりたいと思います。

私からの説明は以上でございます。

○武井分科会長 どうもありがとうございました。

折橋事務局長のほうから説明をしていただきました。

それでは、今の御発表につきまして、御意見、御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

お願いします。

○松島委員 全国社会福祉協議会の松島でございます。

事務局に1点御質問がございます。

本日御提案されている改正案3つに共通でございますけれども、災害への対応のところでございますけれども、今の資料6で言いますと29ページの2行目の(4)でございます。

「被災した地域住民へのボランティアに関する呼びかけ」というのが組合連合会に期待される役割で記述がございますが、ボランティアに対する呼びかけというのは、誰に対してどのような呼びかけを想定されているのでしょうか。

○溝口課長補佐 組合及び連合会に対する呼びかけになります。そこから組合員に呼びか

けるという形です。

○成松課長 生活衛生課長です。

ちょっと趣旨がきれいに書き切れていなかったもので、またちょっと書き方は考えますけれども、こちらに書いている趣旨というのは、28ページの左下のほうに書いているとおり、「組合及び連合会に期待される役割」というふうに書いてございますので、組合か連合会が、組合員とか実際の営業されている組合員に対して、ボランティアをやってくれと。

例えば、公衆浴場とかで申しますと、あるいは旅館もそうですけれども、災害が起きたとき、お風呂を用意して被災された方々に開放していただくとか、旅館のほうも一時的な避難所として活用していただくとか、そういうことをお願いしているということもございますので、そういった形のものを、全業種に書かせていただいているという状況になってございます。

○武井分科会長 どうぞ。

○松島委員 そうしましたら、そこを具体的に分かりやすく記述いただけたらと思います。

ありがとうございます。

○溝口課長補佐 了解しました。ありがとうございます。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○松野委員 パルシステム東京の松野と申します。先ほどは申し上げなくてすみません。

御説明ありがとうございました。

1つ質問とお願いがあります。

やはり氷の事業者の方は本当に日本の文化だなと思っておりますので、本当に続いてほしいと思っているところなのですけれども、昨今の温暖化とか、別の意味での自然災害が多いこととかがやはり省エネとかの部分で、非常に大変なのではないかと思うのでそのところを教えていただければと思います。

もう一個、お願いというのは、先ほど西尾委員のほうからSDGsの指定の話がありました。特に今回の氷雪の事業者の方は冷凍庫を使いますよね。なので、やはりすごく冷媒が大事だと思うのです。ここで省エネのところではもう省エネ省エネと書いてあって、こちらのほうの環境の保全のところでは入れ替え時の廃棄の話ばかりになっているのですけれども、もっと自然冷媒へのアクセスとかそういうことをもうちょっと進めていただけると、広い意味でいいのではないかなと思ったので、御検討いただければと思います。

以上です。

○溝口課長補佐 御発言いただきありがとうございます。

確かに災害はもはや何年に一度から、毎年のように来るような状況なのと、それに伴っていろいろな役割や自治体との連携、あるいは自分の店以外でも地域とどう連携していくのかなど、書く内容がどんどん増えているところで、その中で業界として、または自治体、関係の団体とも協力しながら進めていくことになろうかと思えます。

書きぶりについては、他の業種との並びなのですが皆様の御意見もいただきながら、また、今お話をさせていただいたボランティアに関する内容も分かりにくいといただきましたので、少し整理させていただければと思います。

あと、自然冷媒への内容についても整理させていただき、反映できるように調整したいと思います。

以上です。

○武井分科会長 どうぞ。

もう一つですか。

○松野委員 もう一つではなく、私は、最初、温暖化のことは、多分冰雪業の方は特にコスト増につながっているのではないかということのを伺いたかったというところですよ。

○折橋意見聴取人 温暖化への対応ということで、先ほど廃棄だけではなくてグリーン冷媒への転換を進めていただきたいということなのですからけれども、確かに冷凍機というのは決して安いものではないのですが、今ちょっと調べたところ、環境省のほうでそういった補助金制度というものも整備されておりますので、そういったものを活用しながら、徐々にではあるのですが、そういったグリーン冷媒への転換というのは、全氷連としては情報発信して、利用を促したいとは思っております。

○武井分科会長 どうぞ。

○溝口課長補佐 事務局でございます。

先ほど私の説明の最後の方でお話をさせていただいた、新型コロナに関する影響の大きさや全業種での遵守をお願いしている「新しい生活様式」、あるいはその他衛生対策も1つの業界だけ、あるいは個人だけで取り組んでいくのは難しい面もあると思われまます。今回の指針改正は3業種であります。新型コロナに関しては全業種の振興指針の中に追加で書き込むという検討のお話しについて、御意見をいただければと思います。

○武井分科会長 どうぞ。

○大森委員 溝口補佐からお話がありました。私のほうから。

振興指針の改正は、6ページの今後の改正スケジュールを見ましたら、理容業ですが、3年後の改正ということになってまいります。新型コロナ禍の中で3年後とか4年後とかということになれば、時を失うという言葉もあります。感染症とかというような問題はやはりスピード性が私は大事だと思う。

生活衛生営業、この振興計画を出されておるところについては、一括で、追加でいいですから、改正とかいうよりも、コロナの問題については、追加をするのだという思いで検討いただいて、スピーディーに対応する必要があるかと思っております。

それについては、私も生活衛生中央会のお世話をさせていただいておりますので、全面的に協力しますから、こんなときですから、これは早急に手がけてほしい。3年後とか4年後の中でコロナウイルスの項目を入れていくということ自体が、私は時を失っておると思っております。

最後にでも、一括で会議としてまとめていただけたらと思います。

以上です。

○武井分科会長 ほかにいかがでしょうか。

遠藤先生。

○遠藤会長代理 全く大森委員のおっしゃるとおりでありまして、公衆衛生の専門家としても、事務局も大変かもしれませんが、一括するなりやり方はおまかせしますが、ぜひコロナのことについても言及していただければと思います。

○武井分科会長 どうぞ。

○溝口課長補佐 御意見いただきましてありがとうございます。

特に生活衛生は、衛生管理というところがやはり大きいのと、あとは今の大森委員のお話のとおり、この追加を5年後、3年後だと、新型コロナの取組みなどが薄まってしまうというところもあります。

あとは今回、書きぶりとしまして、最近パンデミックが10年周期あるいは5年周期で起きていることもあるので、やはり感染症対策全体としての衛生対策については、このタイミングで書き込むのがよいのかなとも思ひまして、いろいろな連合会や自治体、公庫など事務的な調整は大変だとは思いますが、一応分科会の御意見ということで、事務局の方でも調整させていただければと思います。

○武井分科会長 それではこの辺りで冰雪販売業の振興指針の改正は終了とさせていただきます。その他全体を通して何か御意見がありましたら、お願いをしたいのですが。

お願いします。

○大森委員 先ほどの話ですけれども、このその他の件で議題としてしっかりとここで、異論がある方は異論を言っていただいて、異論がなければ、そのような方向で進めてほしい。強く要望したいと思うのですが、改めてお願いをいたします。

○武井分科会長 いかがいたしましょうか。

○成松課長 大森委員から、御提案というか、御発言がございました。ここは、先ほど申し上げたとおり、我々事務局としては、3業種に限らず、16業種全て共通するかどうかあれですけれども、ほぼ共通して今回の指針の改定を今年度のタイミングで行えるよう、事務的な調整が少し残っていますけれども、そういう前提で進めさせていただくということで、改めて12月にあるこの分科会において、その結果というか御報告あるいは議題に挙げさせていただくという方向で、皆さんからの御異論がなければ、そういうふうに進めさせていただければと思っていますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

○武井分科会長 大変な課題であるということはもちろん間違いのないことでありまして、皆さんの協力、総力をとということになるのだろうと思いますが、大森委員、そういうような方向で進めていくということによろしくお願ひいたします。

○大森委員 ぜひよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○武井分科会長 そのほかに何か全体につきまして意見はございますでしょうか。

それでは、事務局から御連絡等があれば、よろしくお願いたします。

○溝口課長補佐 本日は活発な審議をいただきましてありがとうございました。

また、新型コロナの追加の話やSDGsなど、結構スケールの大きな話もいただきましたが、事務局の方でも調整をさせていただき、また各過程におきましても委員の皆様方の御協力をいただければと思います。

本日審議いただきました振興指針改正の素案につきましては、こちらの方で整理をさせていただきまして、また追加でお気づきの点や御意見がございましたら、追ってメール等にて事務局まで御連絡いただければと思います。

本日の議事録につきましては、原稿ができ次第、各委員に送付・確認をさせていただいた上で、厚生労働省のホームページに公表させていただきたいと思いますので、併せてよろしくお願いたします。

次回の開催予定は、12月1日15時。場所は今日と同じくこの会場でございます。内容につきましても、今お話した内容の3業種の改正を中心に、まとめた内容を御提案させていただければと思います。また、委員の先生方の御意見も踏まえて修正したものを御審議いただく予定としております。詳細につきましては、追って御連絡を申し上げます。

以上です。

○武井分科会長 以上をもちまして、第36回「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を終了いたします。

本日はお忙しいところ、御参集いただき、誠にありがとうございました。

どうもありがとうございました。